

平成21年度決算により算定した資金不足比率について

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による公表)

平成21年度決算により算定された坂出市の各公営企業における資金不足比率は、下表のとおりで、坂出港港湾整備事業特別会計において資金不足が生じており、基準を上回っています。

基準を上回っている主な理由としては、当会計は現在行っている港湾機能施設整備事業について、過去に事業収入の全てを当会計の収入としていなかったこと、また高金利の地方債や一時借入金に伴う利息の負担が大きかったためです。

今後、平成21年度に策定した経営健全化計画に基づき、一般会計から引き続き繰出を行うなどにより平成24年度までに資金不足を解消する予定としています。

坂出港港湾整備事業特別会計と土地区画整理事業特別会計は、前年度の算定において比率が大きく基準を上回っていました。いずれの会計も宅地造成事業を行っていることが資金不足が生じた大きな要因であったため、平成21年度中に「第三セクター等改革推進債」を活用し、一般会計からの繰出を行うことにより同事業を廃止し、会計を閉鎖しました。

なお、坂出港港湾整備事業特別会計については、宅地造成事業を当会計から分離し、臨海部土地造成事業特別会計を新設し、年度末に同会計を廃止しました。

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|---------------|---------------|---------|
| 水道事業会計 | - (78.2%) | 20.0% |
| 市立病院事業会計 | - (56.7%) | |
| 下水道事業特別会計 | - | |
| 坂出港港湾整備事業特別会計 | 579.6% | |
| 土地区画整理事業特別会計 | - | |
| 臨海部土地造成事業特別会計 | - | |

備考

資金不足比率が算定されない場合は、「-」を記載し、参考に資金剰余の比率を()で記載しています。

なお、公営企業の赤字を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、算定上差し引くことが認められています。例えば下水道事業の場合、各家庭に下水道が行き渡る前に、まず、下水処理場の建設が必要となるなど、予定していた下水道料金が入ってくるまでは資金不足となるものの、後年度の料金収入等で解消されることを想定しているからです。

坂出市の下水道事業特別会計では減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式を選択し算定した結果、資金不足額は生じないこととなりました。